

公益社団法人大谷保育協会保育心理士会内規

(目的)

第1条 この内規は、「公益社団法人大谷保育協会 保育心理士規程」で定める保育心理士会について必要な事項を定める

(会員)

第2条 本会の会員は、規程第3条に定める保育心理士（一種及び二種）資格を取得した者とする。

2 会員は、別に定める入会金及び年会費を納入するものとする。

3 会員が本会を退会しようとするときは、退会届を事務局に提出しなければならない。

(賛助会員)

第3条 本会の趣旨に賛同した者を賛助会員とする。

2 賛助会員は、別に定める入会金及び年会費を納入するものとする。

(役員)

第4条 心理士会に次の役員を置き、会員の中から心理士会集会（以下「集会」という。）で選任する。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 1名

(3) 主幹 1名

(4) 幹事 若干名

2 代表は会務を総理し、集会を招集し会議の議長となる。代表に事故のあるときは、副代表がその職務を代行する。

3 主幹は会務を掌理し、公益社団法人大谷保育協会との関係を調整する。

4 幹事は、本会の運営について必要な業務にあたる。

(運営エリア)

第5条 会員の相互の交流と連携を図るとともに、資質向上に資するため、全国を別に定めるエリアに分け、各ブロックにエリアマネージャーを置く。

2 エリアマネージャーは代表が委嘱し、任期は2年間とする。

(会議)

第6条 心理士会の会議は、次のとおりとする。

(1) 集会

(2) 幹事会

(3) その他必要な会議

- 2 集会は、会員をもって構成し、毎年1回開催する。
- 3 集会の付議事項は、第4条に定める役員を選任の他、次の事項の報告を受ける。
 - (1) 事業報告に関する事項
 - (2) その他必要な事項
- 4 幹事会は、代表が招集し、本会の運営について必要な事項を協議する。

(保育心理士資格認定委員会との連携)

第7条 心理士会は、規程第7条に定める保育心理士資格認定委員会と緊密な連携を保ち、幹事会において保育心理士の資格更新及び資質向上に資する研修会の内容等について協議を行う。

(会報)

第8条 心理士会は、活動内容の報告、普及及び会員の情報交換に資するため、定期的な情報発信につとめる。

(事務)

第9条 本会の事務は、公益社団法人大谷保育協会事務局が行う。

(変更)

第10条 この内規を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 本内規の適用に伴い、「保育心理士会内規」(2000年4月20日理事会承認)は、廃止する。

附 則

1 この内規は、2004年7月22日から適用する。

附 則

1 この内規は、2014年12月14日(集会承認日)から適用する。

附 則

1 この内規は、2016年5月18日(理事会承認日)から適用する。

附 則

1 この内規は、2017年5月16日(理事会承認日)から適用する。

附 則

1 この内規は、2018年5月15日(表題変更・理事会承認日)から適用する。